

西宮市景観計画の概要 (一般地区)

—建築物・工作物に関する基準—



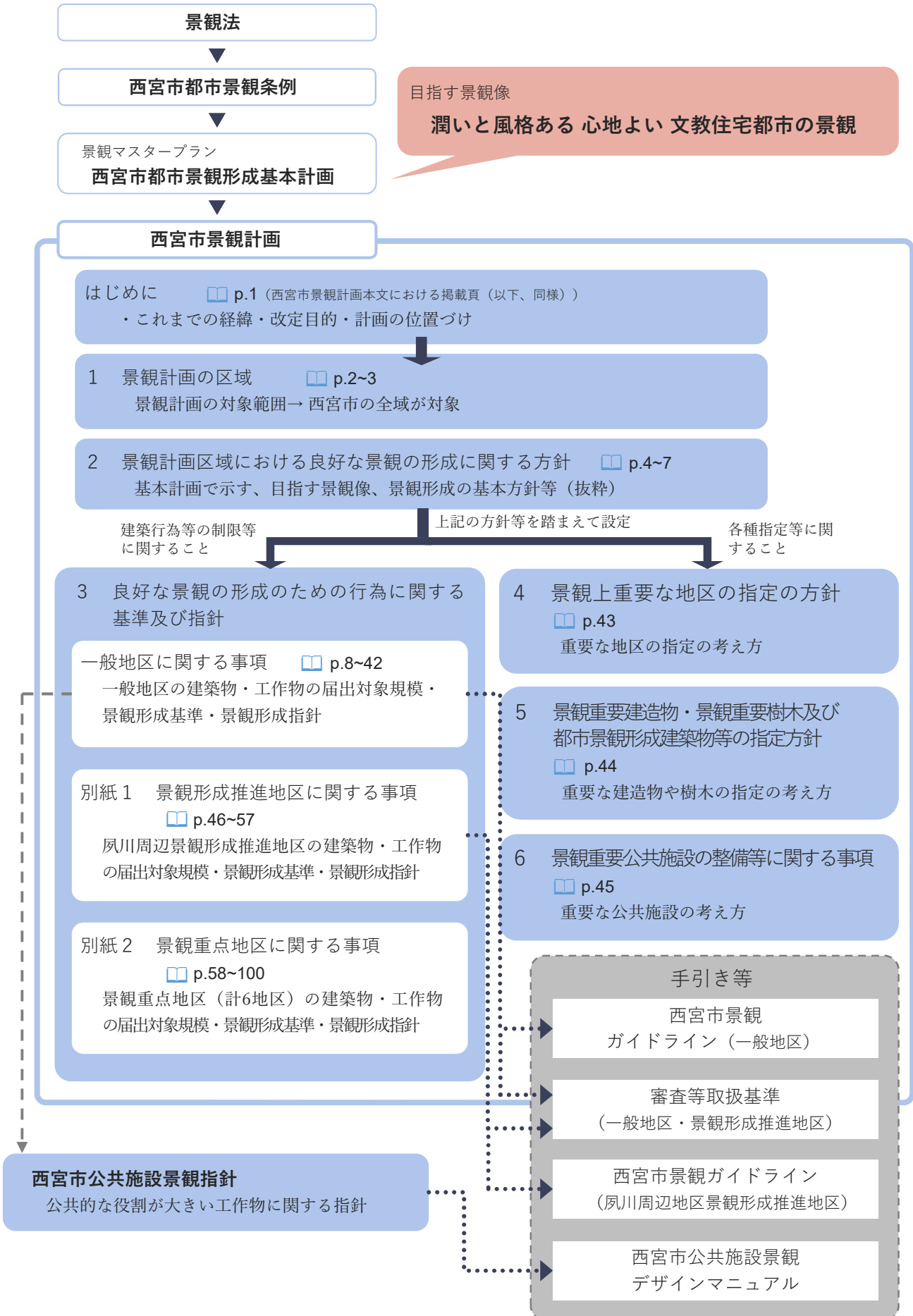
西宮市では、豊かな自然環境や歴史的背景等に恵まれた景観資源をいかした都市景観をまもり、つくり、そだてるため、昭和63年（1988）に「西宮市都市景観条例」を制定し、景観行政に取り組んできました。

その後、平成16年（2004）6月に景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定され、西宮市は平成20年（2008）4月に中核市移行に伴い、景観法に基づく景観行政団体になりました。

これを受けて、平成21年（2009）5月に景観法に基づく制度を取り入れ、より豊かな西宮の景観形成に取り組むため、景観法第8条第1項に基づく「西宮市景観計画」を策定しました。

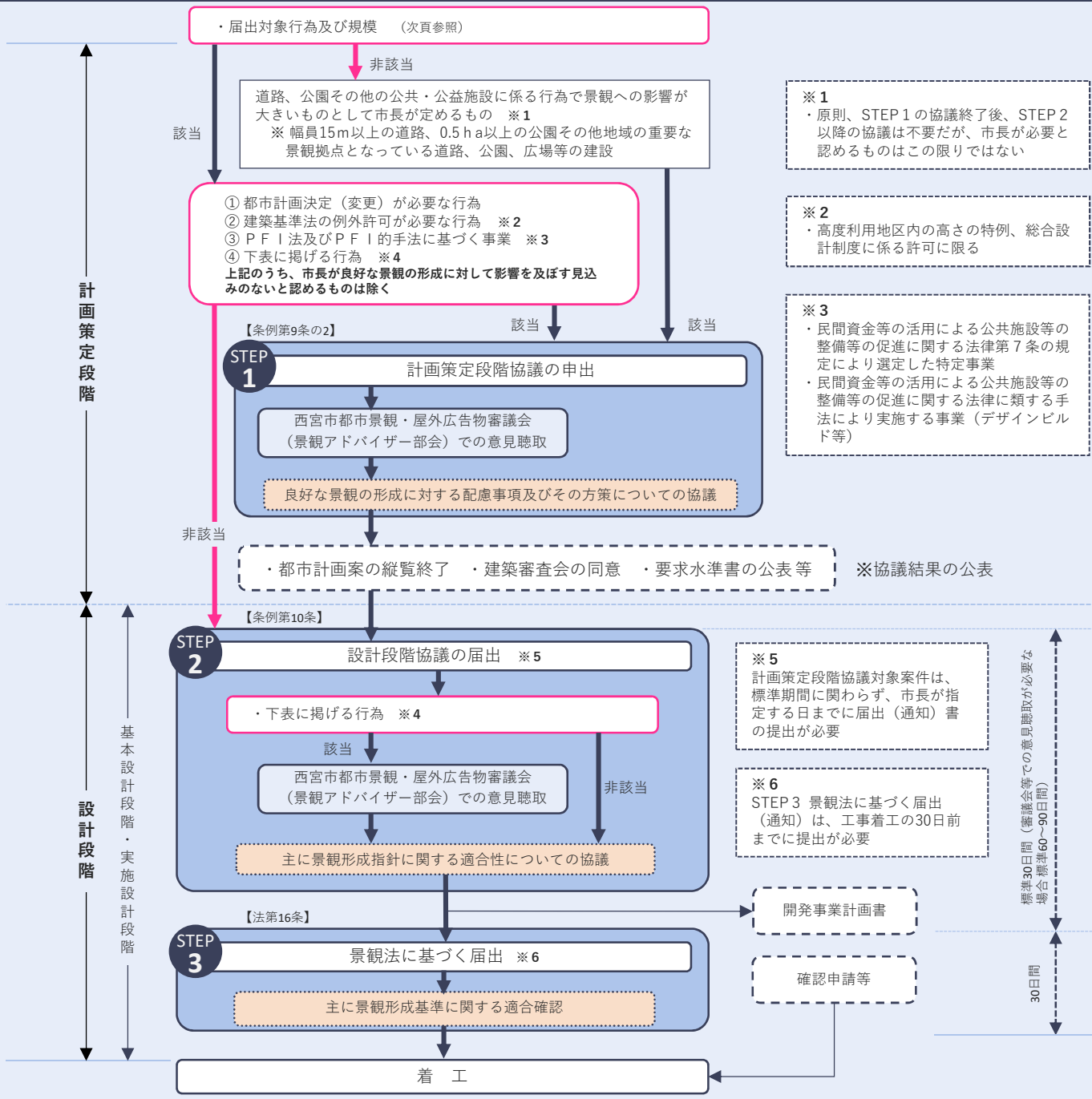
策定から10年あまりが経ち、景観に対する市民意識の高まりや社会状況の変化に対応するため、景観のマスタープランである「西宮市都市景観形成基本計画」の改定とあわせて、令和4年4月1日に西宮市景観計画を改定（令和4年10月1日施行）しました。

景観計画の位置づけ・構成



届出^{*}の流れ

※国の機関又は地方公共団体が行う行為の場合には「届出」は「通知」と読み替える（以下共通）



※4 西宮市都市景観・屋外広告物審議会（景観アドバイザー部会）での意見聴取対象リスト

	一般建築物		公共建築物		駅舎	
	新築、増築 改築、移転	外観の変更 注1	新築、増築 改築、移転	外観の変更 注1	新築、増築 改築、移転	外観の変更 注1
設計段階	高さ40m超 又は 建築面積5,000㎡超 注2	対象外	届出対象行為及び規模 （次頁参照）	対象外	水平投影面積 200㎡超	対象外
計画策定 段階	同上	対象外	高さ20m超 又は 建築面積2,500㎡超 注3	対象外	同上	対象外

	工作物 A				工作物 B		
	①塔状工作物	②箱型工作物	③壁型工作物 （擁壁に限る）	①～③の 外観の変更 注1	④高架道路等	⑤橋りょう等	④⑤の 外観の変更 注1
	新設、増築、改築、移転				新設、増築、改築、移転		
設計段階	対象外	対象外	対象外	対象外	高さ10m超	15m超 注4	対象外
計画策定 段階	対象外	対象外	対象外	対象外	同上	同上	対象外

注1 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、いずれかの面の見付面積の過半が変更されるもの
 注2 増築においては、増築部分の高さが40mを超えるもの、または増築部分の建築面積が2,500㎡を超える建築物で、増築後の建築面積が5,000㎡を超えるもの
 注3 増築においては、増築部分の高さが20mを超えるもの、または増築部分の建築面積が1,250㎡を超える建築物で、増築後の建築面積が2,500㎡を超えるもの
 注4 幅員が15mを超える道路、河川、鉄道等を跨いで設置するもの。ただし人や車両（管理用も含む）の通行が無いものは除く。
 ・計画策定段階協議を行った行為のうち上表に該当しないものでも、市長が必要と認めるものは、設計段階協議での意見聴取対象となります。

届出対象行為及び規模

対象行為	対象規模		
	イ区域 市街化調整区域 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	ロ区域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域・第二種住居地域 準住居地域 準工業地域・工業地域	ハ区域 近隣商業地域 商業地域
新築・増築 改築・移転	・高さが10mを超えるもの、または建築面積の合計が500㎡を超えるもの※1 (増築部分の高さが10mを超えるもの、または増築部分の建築面積が250㎡を超える建築物で増築後の建築面積が500㎡を超えるもの)	・高さが10mを超えるもの、または建築面積の合計が1,000㎡を超えるもの※1 (増築部分の高さが10mを超えるもの、または増築部分の建築面積が500㎡を超える建築物で増築後の建築面積が1,000㎡を超えるもの)	・高さが15mを超えるもの、または建築面積の合計が1,000㎡を超えるもの※1 (増築部分の高さが15mを超えるもの、または増築部分の建築面積が500㎡を超える建築物で増築後の建築面積が1,000㎡を超えるもの)
	・鉄道駅舎等※2 水平投影面積が200㎡を超えるもの		
外観・色彩の変更※3	・上記の届出対象規模を超えるもので、外観のいずれかの面の過半を変更するもの		

※1 一の敷地（建築基準法施行令第1条第1号に規定する敷地）又は開発事業（開発事業等におけるまちづくりに関する条例第2条第5号に規定する開発事業で、同条例第3条第1項本文の規定により一の開発事業とみなされるものを含む）に係る事業区域において、複数の建築物を新築し、改築し、又は移転する場合において、いずれかの建築物の高さが規定の値を超える場合又は当該複数棟の建築面積の合計が規定の値を超えることとなる場合は、当該複数棟の建築物が届出の対象となります。

※2 鉄道の用に供する駅舎及び車庫をいいます。

※3 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のことをいい、現状の色彩で塗り直し等を行う場合でも届出が必要です。

景観形成基準・景観形成指針

景観計画区域内での建築行為等については、届出が必要な行為において遵守すべき基準「景観形成基準」と、届出の要否に関わらず自主的に守るべき基準「景観形成指針」の2種類の基準があります。

景観形成基準とは

数値で表される最低限の基準

定量的基準で、①形態（最大投影立面積）、②色彩、③緑化（間口緑視率）の3つを定めています。各基準の制限値は、上記のイ・ロ・ハ区域毎に異なります。

なお、届出が不要な行為については、自主的に守るべき基準とします。

※詳細は本概要のP.6～8（建築物）、P.14（工作物）参照

景観形成指針とは

数値で表すことが出来ない基準で、該当する指針について行為地毎に変わる周辺の景観特性等に応じて、その適合性を判断します。

定性的基準で、西宮市都市景観形成基本計画に示した景観の課題と景観形成の基本的な方向性を受けて、景観ゾーン・景観エリアごとに具体的な制限内容を定めています。

※詳細は本概要のP.10～12（建築物）、P.14～15（工作物）参照

景観形成基準 ①形態（最大投影立面積）

●建築物の最大投影立面積※は、下表の数値以下とする。

区域	イ	ロ	ハ
最大投影立面積（㎡）	1,500	2,500	—

※最大投影立面積：一体の建築物の鉛直投影面積が最大となる方位から見た場合の立面積

●以下のものについては、本基準を適用しない。

- ・都市計画で定める流通業務地区内で建築等をするもの等市長が別に定めるもの
- ・長大な壁面による圧迫感や威圧感等を軽減する分節等の対策を講じることにより、景観上一定の配慮がなされていると、市長が、西宮市都市景観・屋外広告物審議会の意見を聴き、認めるもの（ただし共同住宅を除く。）

事例

【屋根伏図】

【鉛直投影図】

地階扱いでも周囲から望見できる部分は最大投影立面積に算入します。

▼A棟とB棟を渡り廊下等でつないでいる場合

○A棟とB棟とをつないでいる部分の高さHが10mを超える場合、または棟の間隔Lが10m未満の場合は、A棟とB棟は同一棟とみなし、最大投影立面積を求積します。

○上記の条件にあてはまらない場合は、別棟とみなし各棟ごとに最大投影立面積を求積します。

景観形成基準 ②色彩

●外壁等の外観に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、下記の範囲内の数値とする。
ただし、以下の部分についてはこの限りではない。

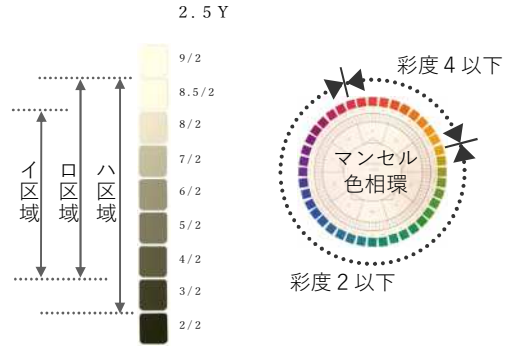
- ・イ、ロ区域は各壁面の見付面積の20分の1以下の部分、ハ区域は各壁面の見付面積の10分の1以下の部分
- ・自然素材等、別途市長が定めるものを使用する部分
- ・屋根において明度が基準値を下回る的材料を使用する部分

< 明度 (明るさ) >

イ区域：4.0 以上 8.0 以下
ロ区域：4.0 以上 8.5 以下
ハ区域：3.0 以上 8.5 以下

< 彩度 (鮮やかさ) >

R系、YR系、Y系 (0~5.0Yまで)：4 以下
上記以外の色相：2 以下



- イ、ロ区域において、無彩色を使用する場合は、上記の範囲内であっても、各壁面の見付面積の10分の3までしか使用してはならない。
- 以下のものについては、本基準を適用しない。
 - ・景観重要建造物、都市景観形成建築物等市長が別に定めるもの
 - ・市長が、西宮市都市景観・屋外広告物審議会の意見を聴き、認めるもの

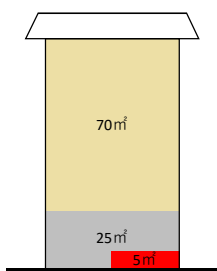
マンセル表色系とは？

色を定量的に表す体系のひとつ。色相 (色あい)、明度 (明るさ)、彩度 (鮮やかさ) の3つの属性により、記号や数値で色を表したものの。

$\frac{10 Y R}{(色相)} \frac{8.5}{(明度)} / \frac{1.5}{(彩度)}$

基準値を超える色彩の使用限度判断例

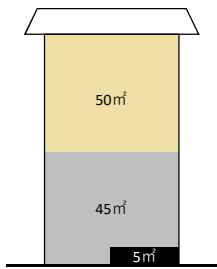
※イ、ロ区域の場合



- 基準値外色の合計が5㎡
↓
壁面 (100㎡) の1/20以内
- 無彩色の合計が25㎡
↓
壁面 (100㎡) の3/10以内

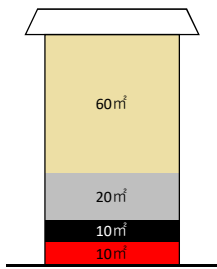
- (Red)：基準値外色 (有彩色)
- (Yellow)：基準値内色 (有彩色)
- (Black)：基準値外色 (無彩色)
- (Grey)：基準値内色 (無彩色)

○



- 基準値外色の合計が5㎡
↓
壁面 (100㎡) の1/20以内
- × 無彩色の合計が50㎡
↓
壁面 (100㎡) の3/10を超える

×



- × 基準値外色の合計が20㎡
↓
壁面 (100㎡) の1/20を超える
- 無彩色の合計が30㎡
↓
壁面 (100㎡) の3/10以内

×

景観形成基準 ③緑化（間口緑視率）

●敷地の道路に面する部分の間口緑視率は、下表の数値以上とする。

区域	イ	ロ	ハ
間口緑視率（％）	10	10	5

●以下のものについては、本基準を適用しない。

- ・危険物取扱所や高架下建築物等市長が別に定めるもの
- ・市長が、西宮市都市景観・屋外広告物審議会の意見を聴き、認めるもの

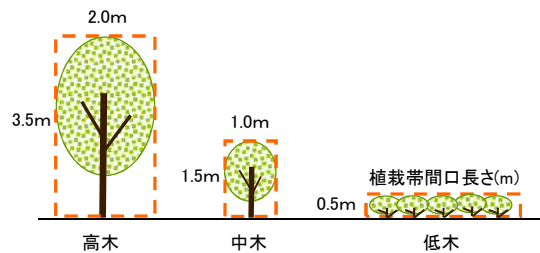
算定式

$$\text{間口緑視率（％）} = \frac{A_1 \text{（立面換算面積）（m}^2\text{）}}{A_2 \text{（緑化対象立面積）（m}^2\text{）}} \times 100$$

$$A_1 \text{（m}^2\text{）} = \text{（高木本数} \times 7.0\text{m}^2\text{）} + \text{（中木本数} \times 1.5\text{m}^2\text{）} + \text{（低木植栽帯間口長さ} \times 0.5\text{m}^2\text{/m）}$$

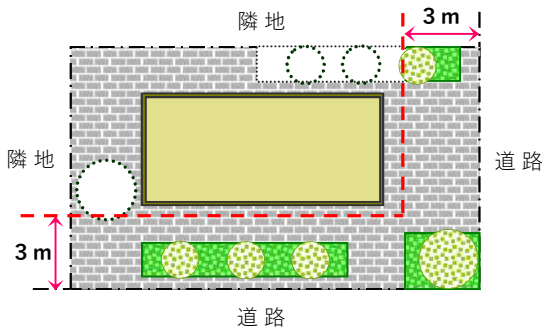
$$A_2 \text{（m}^2\text{）} = \text{（敷地間口}^{\ast}\text{} - 6.0\text{m）} \times 10.0\text{m}$$

高木：高さ3.5m以上の樹木
 中木：高さ1.5m以上の樹木
 低木：高さ1.5m未満の樹木
 （地被類、芝、花草は含まない）

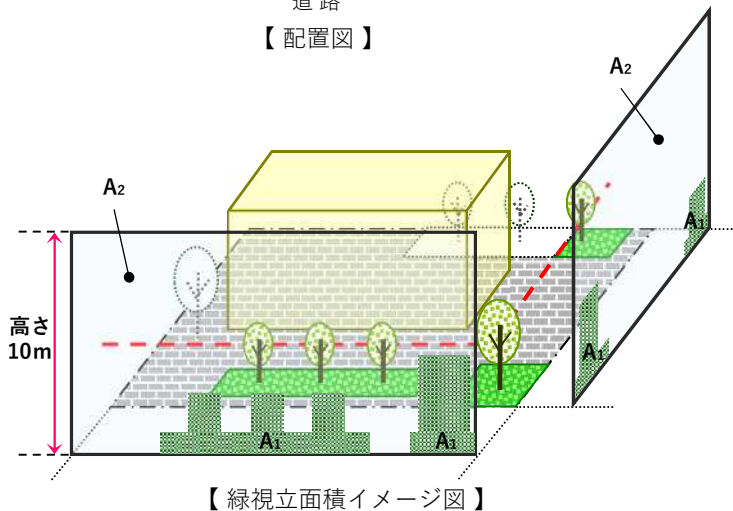
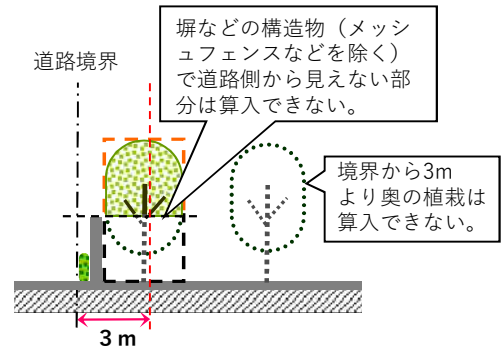


※敷地間口は、敷地の道路に面する部分の延長の合計とします。（敷地が複数の道路に面する場合はその合計）

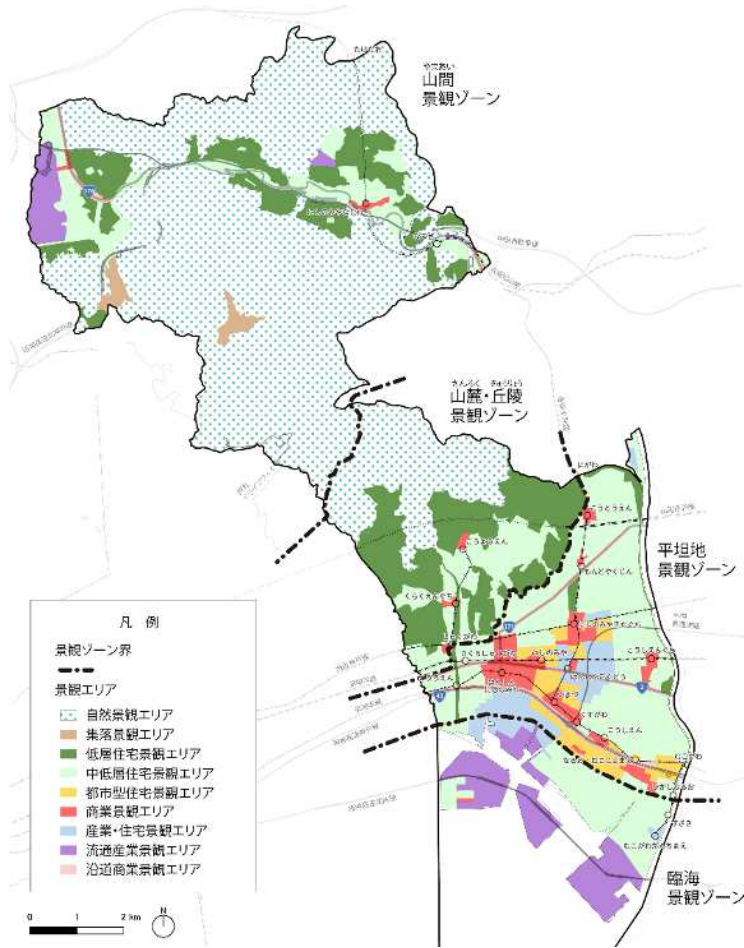
- ・計上することができる樹木は、道路境界（道路と敷地の間に水路等がある場合は、当該水路等との境界）から3m以内にあるものとします。（ただし透過性のない塀等で視認できない部分は除く）
- ・敷地間口の合計が6m未満の敷地は、間口緑視率基準を適用しません。ただし、その場合においても、できるだけ基準値に近い緑量を確保するよう努めてください。



【配置図】

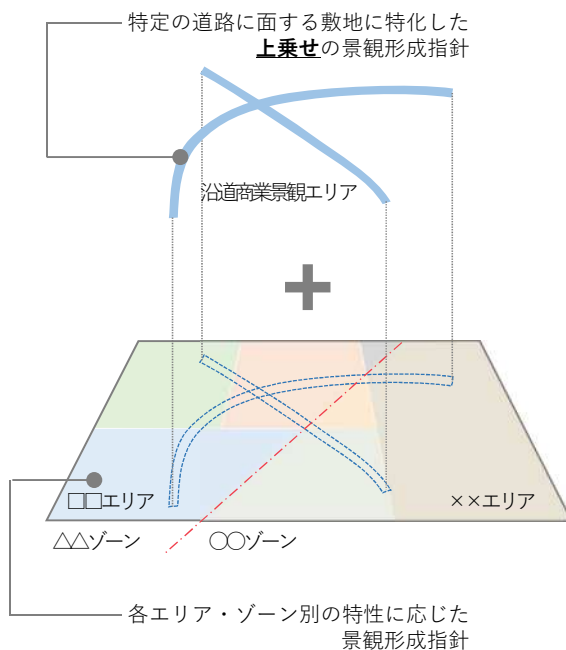


【緑視立面積イメージ図】



西宮市都市景観形成基本計画に定める景観構造のうち、「景観エリア・景観ゾーン」に基づき一般地区を右図のとおり区分し、それぞれのエリア・ゾーンについて「景観形成指針」を定めます。

建築等の行為の際には、当該敷地が位置するエリア・ゾーンの景観形成指針を確認してください。当該敷地がエリア・ゾーンの境界付近に位置する場合は、可能な限り隣接するエリア・ゾーンの景観形成指針もあわせて確認してください。



また、特定の道路（国道176号、171号、43号、2号のそれぞれ指定する部分）に面する敷地では、当該敷地が位置するエリア・ゾーンの景観形成指針に加えて、沿道商業景観エリアの景観形成指針が上乘せされます。

各景観エリア・ゾーンの詳細な範囲については、都市デザイン課窓口又は「景観法に基づく地区・まちづくり協定区域図（にしのみやWebGIS）」で確認してください。

※下表は景観形成指針の抜粋です。景観形成指針全文は景観計画本文を確認してください。

自然景観エリア	項目	景観形成指針（抜粋）	適用するゾーン	
			山間	山麓丘陵
景観形成の基本的な方向性 豊かな自然要素を守り いかした自然景観の形成	立地特性	・周辺の豊かな自然景観を保全し、いかした計画とする。	○	○
	形態配置	・自然地形を尊重し、その勾配に馴染ませた造形にする等、自然景観を阻害しない形態・配置とする。	○	○
	意匠全般	・過度の装飾等は避け、自然素材を積極的に使用する等、周辺の自然に溶け込むシンプルな意匠とする。	○	○
	色彩	・外壁、屋根等外観の色彩は、高明度なものは避け、暖色で低彩度を基本とし、山並みや農地等の緑と調和する落ち着いたものとする。	○	○
	緑化	・既存樹木の保全、活用に努め、伐採する場合は、植栽により将来的な緑の復元を図る。	○	○
	夜間景観	・外部を照らす照明は、周辺の自然環境等生態系への影響に配慮のうえ、必要最小限の配置とし、光源の動きや点滅、眩しさ等により不快さを与えるものは使用しない。	○	○



集落景観エリア	項目	景観形成指針（抜粋）	適用するゾーン
			山間
景観形成の基本的な方向性 歴史を感じる穏やか で開放的な集落景観の形成	立地特性	・集落、田園、山並みが一体となって生み出す、穏やかで開放的な景観を保全し、いかした計画とする。	○
	形態配置	・古くから集落に受け継がれている空間構成や建物形状等を尊重した形態・配置とする。	○
	意匠全般	・建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。	○
	色彩	・外壁、屋根等外観の色彩は、高明度なものは避け、暖色で低彩度を基本とし、山並みや農地等の緑と調和する落ち着いたものとする。	○
	緑化	・既存樹木の保全、活用に努め、伐採する場合は、植栽により将来的な緑の復元を図る。	○
夜間景観	・外部を照らす照明は、周辺の自然・住宅環境への影響に配慮のうえ、光源の動きや点滅、眩しさ等により不快さを与えるものは使用しない。	○	




低層住宅景観エリア	項目	景観形成指針（抜粋）	適用するゾーン		
			山間	山麓丘陵	平地
景観形成の基本的な方向性 うるおいと落ち着き のある住宅景観の形成	立地特性	・背景となる山並みや斜面緑地等の自然景観と、宅地の生垣や庭木等が一体となって生み出す緑豊かな住宅景観を保全し育てることを念頭に、うるおいと落ち着きのあるまちなみの景観形成に寄与する計画とする。	○	○	○
	形態配置	・低層住宅地になじむヒューマンスケールに配慮した形態・配置とする。	○	○	○
	意匠全般	・建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。	○	○	○
	色彩	・ひとつの面において、多くの色彩を使用しない等、極力シンプルで統一感のある配色とする。	○	○	○
	緑化	・斜面地では、市街地から山並みを背景として見たときの敷地の前面にも緑を配置し、斜面緑地と一体となった景観を形成する。		○	
	夜間景観	・住宅地にあっては、生活のあたたかみを感じられる夜間景観を形成する。	○	○	○




※下表は景観形成指針の抜粋です。景観形成指針全文は景観計画本文を確認してください。


項目	景観形成指針（抜粋）	適用するゾーン			
		山間	山麓丘陵	平地	臨海
中低層住宅景観エリア					
景観形成の基本的な方向性					
うるおいと多様な暮らしが調和する住宅景観の形成					
東山台					
					
立地特性	・背景となる山や海等の自然景観を守り活かし、新たな緑の創出と、まちなみや周囲のスケール感への配慮を念頭に、調和とうるおいの感じられるまちなみの景観形成に寄与する計画とする。	○	○	○	○
形態配置	・自然地形を尊重し、その勾配に馴染ませた造形にする等、自然景観を阻害しない形態・配置とする。	○	○		
意匠全般	・建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。	○	○	○	○
色彩	・外壁、屋根等外観の色彩は、高明度なものは避け、暖色で低彩度を基本とし、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、山並みや周辺の緑と調和する落ち着いたものとする。	○	○		
緑化	・斜面地では、平地地から山並みを背景として見たときの敷地の前面にも緑を配置し、斜面緑地と一体となった景観を形成する。		○		
夜間景観	・住宅地にあつては、生活のあたたかみを感じられる夜間景観を形成する。	○	○	○	○
都市型住宅景観エリア					
景観形成の基本的な方向性					
明るく快適な市街地住宅景観の形成					
津門大塚町					
					
立地特性	・新たな緑とゆとりの創出と、まちなみや周囲のスケール感への配慮を念頭に、明るく快適なまちなみの景観形成に寄与する計画とする。			○	
形態配置	・スカイラインや屋根形状の統一等、まちなみに一定の特徴がみられる場合は、それを尊重した形態・配置とする。			○	
意匠全般	・建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。			○	
色彩	・アクセント色は、低層部への使用を基本とした上で、デザイン性の向上や商業施設等の賑わいの演出に効果的に活用するものとし、中高層部は、落ち着きのある色彩とする。			○	
緑化	・大規模な敷地や建築物においては、その規模に見合う、樹木の量や大きさ、配置とする。			○	
夜間景観	・住宅地にあつては、生活のあたたかみを感じられる夜間景観を形成する。			○	
商業景観エリア					
景観形成の基本的な方向性					
地域の顔として賑わいと品格を感じる商業景観の形成					
阪急西宮北口駅南側					
					
立地特性	・過剰な演出を避け、魅力と質の向上に努めることを念頭に、地域の顔にふさわしい、賑わいと品格の感じられるまちなみの景観形成に寄与する計画とすること。	○	○	○	○
形態配置	・商業施設等では、低層部の壁面を道路からセットバックし、歩道との一体的な利用に供することで、まちなみの低適性と賑わいの創出に寄与させる。	○	○	○	○
意匠全般	・商業施設等では、低層部で賑わいを演出し、中高層部は風格や落ち着きのある意匠とする。	○	○	○	○
色彩	・外壁、屋根等外観の色彩は、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、周辺の緑と調和する落ち着いたものとする。			○	○
緑化	・道路境界部等の公的空間に面する部分を効果的に緑化し、まちなみに彩りを創出する。	○	○	○	○
夜間景観	・商業地にあつては、低層部は快適な賑わいを、中高層部では落ち着きを意識した夜間景観を形成する。	○	○	○	○

※下表は景観形成指針の抜粋です。景観形成指針全文は景観計画本文を確認してください。

産業・住宅景観エリア	項目	景観形成指針（抜粋）	適用するゾーン	
			平坦地	臨海
景観形成の基本的な方向性 活力や親しみをかん じる産業・住宅景観 の形成	立地 特性	・住宅景観と産業景観の調和を念頭に、産業を身近で親しみを持って感じることができ、活気と落ち着きが共存する快適なまちなみの景観形成に寄与する計画とする。	○	○
	形態 配置	・工場等の大規模施設は、壁面を大きくセットバックする等、敷地にゆとりを持たせることで、周辺地との緩衝帯とし、また、まちなみの開放感を創出させる。	○	○
	意匠 全般	・工場等の施設は、無骨で雑多な印象とならないよう留意し、親しみの感じられる意匠とする。	○	○
	色彩	・外壁、屋根等外観の色彩は、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、周辺の緑と調和する落ち着いたものとする。	○	○
	緑化	・道路沿いや街角等のアイストップには、積極的に高木を植栽するように努める。	○	○
	夜間 景観	・工業・産業地にあつては、敷際の漏れ光等、やわらかな光により夜間でも安心して通行できる夜間景観を形成する。	○	○
		大関恒和蔵		

流通産業景観エリア	項目	景観形成指針（抜粋）	適用するゾーン	
			山間	臨海
景観形成の基本的な方向性 自然と連なる明るく 開放的な流通産業景 観の形成	立地 特性	・背後の山や海等の自然景観を守りいかし、敷地内に新たな緑やゆとりを創出することを念頭に、明るく開放的なまちなみの景観形成に寄与する計画とする。	○	○
	形態 配置	・工場等の大規模施設は、壁面を大きくセットバックする等、敷地にゆとりを持たせることで、周辺地との緩衝帯とし、また、まちなみの開放感を創出させる。	○	○
	意匠 全般	・建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。	○	○
	色彩	・臨海部分の工場施設等の色彩は、清潔感があり明るい印象を与える色彩とする。		○
	緑化	・海辺に面する部分にも緑を配置することで、海や山からの眺めの中で、広域的な水と緑のつながりを感じられる景観を創出する。		○
	夜間 景観	・建築物等へのライトアップなどを行う場合は、地域の特性や周辺環境等に配慮し、過剰な演出とならないようにする。	○	○
		鳴尾浜産業団地		

＋ 特定の道路に面する敷地に特化した上乘せの景観形成指針

沿道商業景観エリア	項目	景観形成指針（抜粋）	適用するゾーン		
			山間	臨海	
景観形成の基本的な方向性 地域の顔として賑わ いと品格を感じる商 業景観の形成	立地 特性	・路線ごとの役割や景観特性を踏まえ、沿道としての統一感や連続性への配慮を念頭に、賑わいの中にも秩序を感じることができるまちなみの景観形成に寄与する計画とする。	○	○	
	形態 配置	・低層部の壁面を道路からセットバックし、歩道との一体的な利用に供することで、まちなみの快適性と賑わいの創出に寄与させる。		○	
	意匠 全般	・商業施設等では、低層部で賑わいを演出し、中高層部は風格や落ち着きのある意匠とする。	○	○	
	外構 計画	・商業施設等が通り沿いに建ち並ぶ区域は、賑わいを分断しないよう、道路際の囲いは極力設けない。	○	○	
	夜間 景観	・商業地にあつては、低層部は快適な賑わいを、中高層部では落ち着きを意識した夜間景観を形成する。	○	○	
		国道2号沿道（北六甲台付近）			

届出対象行為及び規模

行為	種別	届出対象規模		
		イ区域	ロ区域	ハ区域
工作物の 新設・増築 改築・移転	塔状工作物※1 (高架水槽、煙突、装飾塔、記念塔、電波塔、アンテナ、鉄筋コンクリート柱、鉄柱、昇降機、発電用風力設備 等)	・高さが5mを超え、かつ、地上から当該工作物の上端までの高さが10mを超えるもの		・高さが10mを超え、かつ、地上から当該工作物の上端までの高さが15mを超えるもの
	箱型工作物※2 (自動車車庫、プラント、石油貯蔵施設 等)	・高さが10mを超え、または築造面積が500㎡を超えるもの	・高さが10mを超え、または築造面積が1,000㎡を超えるもの	・高さが15mを超え、または築造面積が1,000㎡を超えるもの
	壁型工作物※3 (擁壁、垣、さく、門、塀 等)	・高さが4mを超える擁壁		
	高架道路等※4	・高さが10mを超えるもの		
	橋りょう等※5	・幅員が15mを超える道路、河川、鉄道等を跨いで設置するもの。ただし人や車両（管理用も含む）の通行が無いものは除く。		
外観・色彩の変更※6		・上記の届出対象規模を超えるもので、外観のいずれかの面の過半を変更するもの		

※1 塔状工作物 … 景観法及び西宮市都市景観条例の施行に関する規則（以下、「規則」という。）第3条第6号、第7号、第8号、第10号、第13号、第14号、第15号に該当するもの

※2 箱型工作物 … 規則第3条第3号、第4号、第5号に該当するもの

※3 壁型工作物 … 規則第3条第9号に該当するもの

※4 高架道路等 … 規則第3条第11号に該当するもの

※5 橋りょう等 … 規則第3条第12号に該当するもの

※6 外観・色彩の変更 … 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のことをいい、現状の色彩で塗り直し等を行う場合でも届出が必要です。

●規則で定める工作物（景観法及び西宮市都市景観条例の施行に関する規則）

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路又は公園その他これらに類するもの
- (2) 道路又は公園その他これらに類するものに設置されるバス停留所、標識（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第15号に規定する道路標識を除く。）、アーチその他これらに類するもの
- (3) 自動車車庫その他これに類するもの
- (4) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- (5) 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵する施設
- (6) 高架水槽
- (7) 煙突
- (8) 装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの
- (9) 垣、さく、擁壁、塀、門その他これらに類するもの
- (10) 電波塔、アンテナその他これらに類するもの（電気事業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業（同項第14号に規定する発電事業を除く。）をいう。第13号において同じ。）の用に供するものを除く。）
- (11) 高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの（以下「高架道路等」という。）
- (12) 橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの（以下「橋りょう等」という。）
- (13) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（電気事業の用に供するものを除く。）
- (14) 昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類するもの
- (15) 発電用風力設備
- (16) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を妨げるおそれがある工作物として市長が指定するもの

景観形成基準

工作物の外観に使用する色彩のマンセル表色系による色相・明度・彩度は、下表の範囲内の数値とする。

塔状工作物	<ul style="list-style-type: none"> 以下の色彩の近似色の内、最も周囲と調和する色彩とする。（コンクリート素地の部分、及び自然素材やステンレス等で別途市長が定めるものを使用する部分は除く） ダークブラウン（10YR2/1） ライトベージュ（2.5Y8/1） グレーベージュ（10YR6/1）
箱型工作物	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の色彩基準（7頁）に準じる。
壁型工作物	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁は素地を基本とするが、着色等する場合は、色相（5YR～5Y、N）、明度（6～8.5）、彩度（0～1）とする。
高架道路等 橋りょう等	<ul style="list-style-type: none"> 明度（2～8.5）、彩度（1以下）とする。（各面の見付面積の20分の1以下の部分、及び自然素材やステンレス等で別途市長が定めるものを使用する部分は除く）

ただし、以下のものについては、本基準を適用しない。

- ・景観重要建造物、都市景観形成工作物等市長が別に定めるもの
- ・市長が、西宮市都市景観・屋外広告物審議会の意見を聴き、認めるもの

景観形成指針

● 共通事項

項目	景観形成指針
まちなみや背景との調和	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲のまちなみや背景となるものに留意し、周辺との調和に努める。
配置	<ul style="list-style-type: none"> ・煩雑な印象を与えないよう、道路等から見えにくい配置計画を検討する。 ・圧迫感を低減させるために、セットバックや修景に努める。 ・周辺と調和させるために、工作物の前面に緑化を図る。また、その際には、四季の演出や通りの連続性等にも配慮し、効果的なものとなるよう工夫する。 ・既存の樹木や地形への影響は最小限とし、保全・活用に努める。
形態	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物全体としてのバランスや周辺とのボリューム感に留意した計画とし、施設の機能や場所の特性と脈絡の無いデザインや、過剰なデザインは避け、シンプルなものとする。 ・附属の設備機器や配管類は、外側に露出しないよう努め、目立たないよう工夫する。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの色彩を使用しない等、シンプルで統一感のある配色とする。 ・Y、Y R系の落ち着いた色相を基調とした配色を心がける。 ・地域のシンボルとなるような工作物以外は、周辺景観に溶け込む低彩度で目立たない色彩を基本とする。

● 個別事項

種別	項目	景観形成指針
塔状工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・地上に直接設置するもので高さが15mを超えるものについては高木等による修景により、圧迫感や威圧感の低減を図ること。
	形態	<ul style="list-style-type: none"> ・上層は、特に軽い印象になるよう工夫すること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・高い位置に設置し見上げる対象となる場合は、低明度の色彩を使用しない等、空等の背景と調和し、軽い印象を与えるよう工夫する。
箱型工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・作業場や集積場等の煩雑な印象を与える空間は、道路から見えない配置とし、やむを得ず見える場合は植栽等による修景を図る。
	形態	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなみのスケールと工作物の規模に応じて、分棟や分節を図る。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・臨海部やまちなかのプラントや貯蔵施設は、清潔感のある高明度、低彩度の色彩を基本とする。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・機械式駐車場はできるだけ高さを抑え、道路側へ露出しないようルーバーの設置や植栽で目隠しをする。
壁型工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路際付近に設置する場合は、周囲の通り景観を意識した計画とする。 ・道路際の垣柵等は、敷地の植栽よりも敷地側へ設ける。やむを得ず、植栽よりも道路側に設ける場合は、透過性の高いものとする。
	形態	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な壁面状にならないよう配慮し、圧迫感を低減するために、緑化や分節等の工夫をする。

●個別事項

種別	項目	景観形成指針
壁型工作物	色彩	・擁壁は基本的に素材の色彩のままとし、むやみに着色しない。 ・格子柵やメッシュフェンス等の透過性の高いものは、緑やまちなみとの調和に配慮して、ダークブラウンやステン色を基本とし、彩度の高いものや極端な明度の白や黒は使用しない。透過性の低いものは、建築物や周囲との調和に配慮する。
	その他	・擁壁は石積み又は石張りを基本とし、やむを得ずコンクリート素地のままとする場合は、化粧型枠や植栽を併用する等して単調で冷淡な印象にならないよう修景を図る。
橋りょう等 高架道路等	配置	・アイストップやランドマークを意識した計画とする。
	形態	・桁や橋脚をスリムに見せることで圧迫感や威圧感を緩和する等、まちなみのスケールとのバランスに配慮する。 ・橋脚は、鈍重な印象を軽減するよう努め（垂直線の強調等）、周囲を植栽する等圧迫感の低減を図る。 ・高架の上部工と下部工を一体的にデザインする等、構成要素を減らしシンプルなものとする。
	色彩	・目立つ色彩は避け、重量感を感じさせない明るめの色彩を基本とする。
	その他	・高架下や桁下は、明るく開放的な空間とすることで、まちなみの分断等を防ぐとともに殺風景な印象とならないよう配慮する。

※公共的な役割が大きい工作物については、別途定める「西宮市公共施設景観指針」及び「西宮市公共施設景観デザインマニュアル」も参照してください。

届出書類

●計画策定段階協議の申出

計画策定段階協議申出書に、次の必要書類を添付して正・副各1部を提出してください。

添付書類
・付近見取図
・敷地周辺の状況を示すカラー写真
・配置図
・予定されている建築物及び工作物の規模を示す図書
・良好な景観の形成に対する配慮事項及びその方策等を示す図書等

●設計段階協議の届出

設計段階協議届出(通知)書に、次の必要書類を添付して正・副各1部を提出してください。

添付書類			新築（新設）、増築、改築、移転		外観・色彩の変更
図面名	縮尺	記入する項目など	建築物	工作物	工作物建築物
委任状	—		○	○	○
付近見取図	1:2500	方位、行為地	○	○	○
配置図	1:200程度	敷地境界、建築物等の位置及び鉛直投影立面積が最大となる方向	○	○	○
平面図（各階）		屋上、バルコニー等に設置する設備機器の位置	○	○	○
着色立面図（各面）		各部の仕上げ及び色彩のマンセル値	○	○	○
鉛直投影立面積求積図		最大鉛直投影立面積の求積図及び算定式	○	—	—
断面図（主要部2面以上）		屋上、バルコニー等に設置する設備機器の高さ関係	○	—	—
外構平面図		フェンス、門、塀、舗装などの仕上げ及び色彩、植栽の樹種（常緑、落葉の別を含む）、樹高、配置及び間口緑視率の算定式	○	—	—
敷地周辺写真	—	敷地周辺の状況がわかるカラー写真	○	○	○
完成予想図	—	建築物等及び周辺状況がわかるパース、又は、着色立面図	○	○	○
景観シミュレーション図※	—	敷地周辺の状況を示すカラー写真に建築物の着色した完成予想図を合成したもの	○※	—	○※

※高さが40mを超える、又は建築面積が5,000㎡を超える建築物の新築等に該当する場合に添付してください。

●景観法に基づく届出

設計段階協議終了後、景観法に基づく景観計画区域内行為届出(通知)書に、下記の必要書類を添付して正・副各1部を提出してください。

添付書類	建築物・工作物等の新築(新設)等
委任状	○
設計段階協議届出(通知)書と同様の添付書類 ※市長が認めた場合、これらの図書(全部又は一部)を省略することができます。	○

●変更の届出

設計段階協議届出及び景観法に基づく届出の行為内容から変更が生じる場合は、設計段階協議変更届出(通知)書に変更後の図面を添付して正・副各1部を提出してください。

※行為の変更内容が確定する前に届出をしてください。原則、変更に係る部分の工事は、本変更届出の副本の返却があるまで着手できません。

●名義等変更の届出

設計段階協議届出及び景観法に基づく届出の届出者名義等に変更が生じる場合は、名義等変更届出(通知)書に変更前後の内容を記入し、2部提出してください。

●行為中止の届出

届出に係る行為を中止した場合は、行為中止届出(通知)書の備考欄に、行為を中止した理由を記入し1部提出してください。控えの返却が必要な場合は、2部提出してください。

●行為完了の届出

届出に係る行為が完了した場合は、行為完了届出(通知)書に「行為完了後の状況を示すカラー写真」その他市長が特に必要と認めるものを添付して、1部提出してください。控えの返却が必要な場合は、2部提出してください。

※カラー写真は建築物(工作物)の外観全面を撮影したものを添付してください。建築物の新築の場合は、
間口緑視率に関わる範囲の植栽状況が分かる写真も添付してください。

●様式の入手方法

各届出(通知)書等の様式は、次の方法で入手できます。

- 西宮市役所都市デザイン課窓口での配布
- 下記の西宮市ホームページからダウンロード

罰則について

次のような場合等に対して罰則規定があります。

- ・無届または虚偽の届出 ⇒ 5万円以下の過料、30万円以下の罰金
- ・景観形成基準への不適合 ⇒ 勧告・変更命令
- ・事前着手、上記の勧告・変更命令等に
従わない場合 ⇒ 公表・50万円以下の罰金、1年以下の懲役

問い合わせ先

西宮市 政策局 都市計画部 都市デザイン課
〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号
TEL (0798)35-3526 / FAX (0798)34-6638
Mail : vo_toshidesign@nishi.or.jp
西宮市ホームページ <http://www.nishi.or.jp/>